

# 石 全 道

ISHIZUCHI

## CONTENTS

平成29年度事業計画及び予算 短期財源率が千分の5.94 引き上げになります	2
標準報酬月額額の随時改定について 被扶養者の認定申請時に個人番号の 記入が必要となります。	12 11
柔道整復師(接骨院)整骨士にかかられる方へ 市区町村の医療費助成の適用を受ける 場合は共済組合に届出をお願いします。	13
「健康診断結果」提供のお願い マンタルヘルスカウンセリング	14 15
新組合員の皆様へ ―共済社会福祉事業のご案内― 50歳代のライフプランセミナー開催 在職中の障害厚生年金(第1年金)の3つ/他	15 16 17 18

# 事業計画及び予算

平成29年3月2日開催の第194回組合会で、平成29年度事業計画及び予算が議決されました。

今年度は、短期経理において、高齢者医療制度に対する納付金等が増額となったことから、全国連合会の財政支援を受ける予算となりました。

また、組合員数の減少及び標準報酬制への移行に伴う掛金・保険料及び負担金の減収、マイナンバー制度施行に伴う事務費の増加などの影響から、短期経理（介護保険を含む）、業務経理、保健経理、貯金経理、貸付経理、物資経理の6経理で当期損失金が見込まれる非常に厳しい予算となっております。



## ●組合員数

(単位:人)

組合員種別	平成29年度末推計
一般組合員	12,712
一般職	47
特別職	20
市町村長組合員	1,723
特定消防組合員	1
長期組合員(特別職)	0
市町村長長期組合員	16
船員一般組合員	0
継続長期組合員	14,519
小計	171
任意継続組合員	14,690
合計	

## ●所属所数

市	町	一部事務組合等	計
11	9	21	41

## ●各経理の収支推計

(単位:千円)

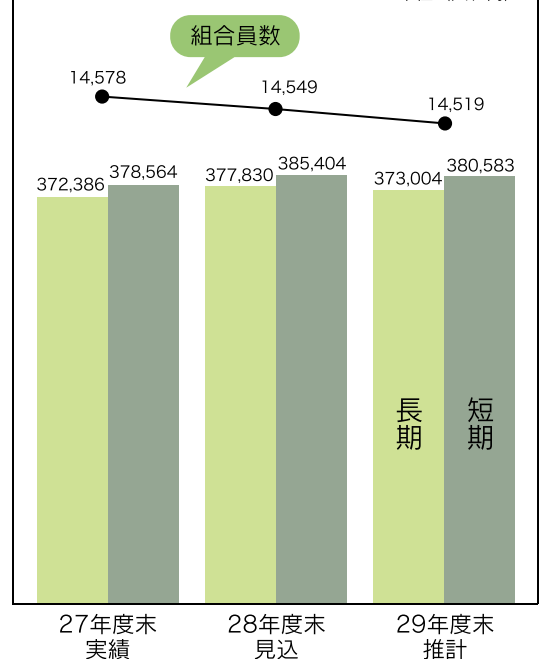
経理名	区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理		10,071,141	10,492,042	△ 420,901
		905,228	907,699	△ 2,471
厚生年金保険経理		19,568,422	19,568,422	0
退職等年金経理		1,268,556	1,268,556	0
経過的長期経理		148,487	148,487	0
経過的長期預託金管理経理		72,475	72,475	0
業務経理		291,552	293,671	△ 2,119
		394,882	408,579	△ 13,697
保健経理		7,080	7,080	0
		280,611	165,578	115,033
貯金経理		641,338	688,823	△ 47,485
貸付経理		90,082	94,231	△ 4,149
物資経理		10,382	11,249	△ 867
合計		33,750,236	34,126,892	△ 376,656

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

組合員数及び平均標準報酬月額  
(任意継続組合員を除く)

単位(人、円)



●掛金率・負担金率及び公的負担金率等一覧表(平成29年度)

(単位：%)

組合員種別	掛金率(組合員保険料率)						負担金率					
	短期		厚生年金		退職等年金	保健	短期		厚生年金		退職等年金	保健
	短期分	介護分	4月～	9月～			短期分	介護分	4月～	9月～		
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員	48.97	7.16	88.16	89.93	7.5	2.0	51.96	7.16	88.16	89.93	7.5	2.0
船員一般組合員	49.52	7.16	88.16	89.93	7.5	2.0	54.40	7.16	88.16	89.93	7.5	2.0
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	2.11	—	—	—	7.5	2.0	2.11	—	—	—	7.5	2.0
継続長期組合員	—	—	88.16	89.93	7.5	—	—	—	88.16	89.93	7.5	—

組合員種別	特別財政調整負担金率	育児・介護的負担金率	基礎年金公的負担金率	経過的長期率
一般組合員(一般職) 一般組合員(特別職) 市町村長組合員 特定消防組合員 船員一般組合員	0.20	0.06	37.7	0.1122
長期組合員(特別職) 市町村長長期組合員	—	0.06	37.7	0.1122
継続長期組合員	—	—	37.7	0.1122

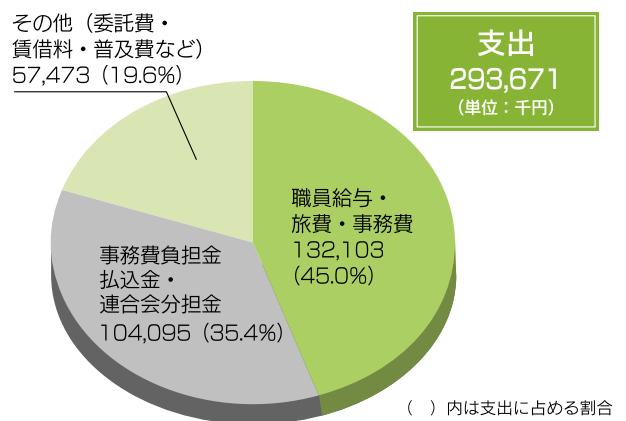
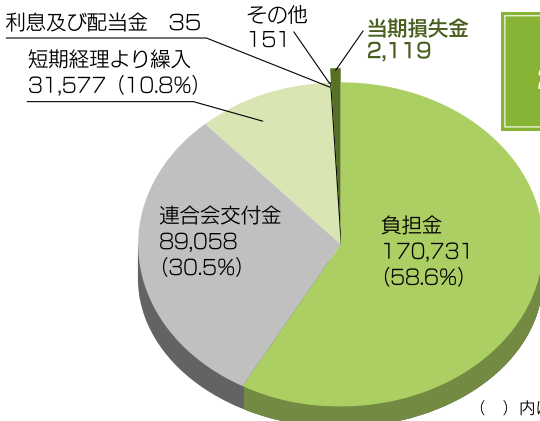
※ は4月1日から変更になった部分

業務経理

この経理では、短期給付及び長期給付事業を行うための事務に要する費用等を賄っており、地方公共団体の事務費負担金(組合員1人当たり年額1万1760円)、短期経理からの繰入金(組合員1人当たり2175円)及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という)からの交付金(組合員1人当たり5242円)により運営することとなります。

今年度は、全国連合会において、支払基金との中間サーバー設置に係る費用が発生するなど、短期給付に係るマイナンバー制度関連費用の増加が見込まれるため、本組合から連合会へ拠出する連合会分担金(短期)が、組合員1人当たり1191円増加することとなります。

また、本組合においても、マイナンバー制度施行や年金受給者の増加に伴い事務費が増加しており、大変厳しい状況ではありますが、引き続き事務処理の効率化に努め、一層の経費節減を図ってまいります。



( ) 内は収入に占める割合

( ) 内は支出に占める割合

# 短期経理

この経理では、組合員及びその被扶養者の医療に係る給付、出産・休業・災害などに係る給付及び介護保険制度の運営に必要な資金の収納及び納付を行っています。

## 【短期給付関係】

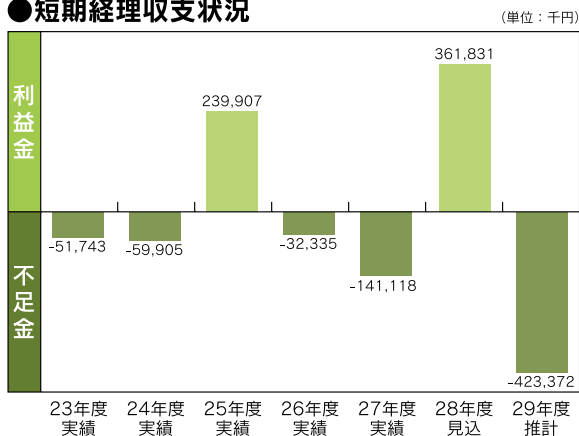
医療費や出産費などの保健給付は39億7350万円となり、前年度より5480万円の増加となる見込みです。

また、前期高齢者納付金は30億8800万円で、前年度見込額より10億9380万円の大幅な増加となる見込みです。これにより高齢者医療制度に対する納付金等の総額は、48億4970万円となり、短期給付（介護除く）に係る支出の46%を占めることとなります。

この納付金等の大幅な増加等の影響により、財源率は、前年度より5.94%の引き上げで103.92%となり、このうち高齢者医療制度の支援に要する財源率（特定保険料率）は、56.02%となります。

このような状況から、3年ぶりに全国連合会からの財政支援（調整交付金及び特別調整交付金）を受ける予算となりました。

## ●短期経理収支状況



(注) 介護保険の収支を含んだ短期経理の収支状況となっています。

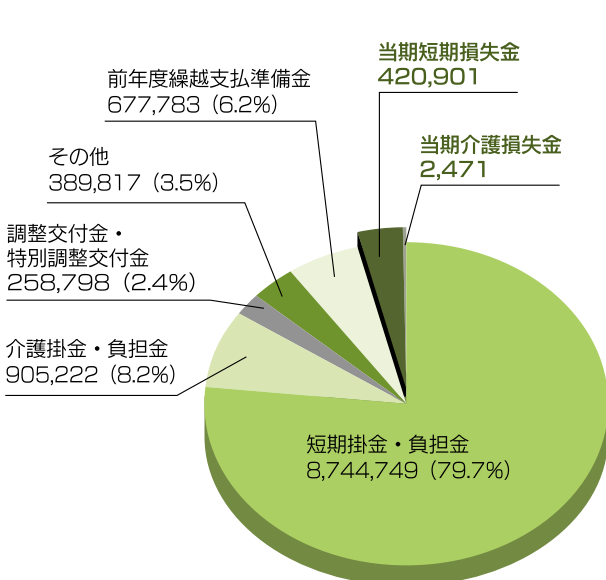
※短期財源率については、11Pをご覧ください。

## 【介護保険関係】

介護保険については、40歳以上65歳未満の組合員について、共済組合が保険料を収納し、社会保険診療報酬支払基金に納付しています。

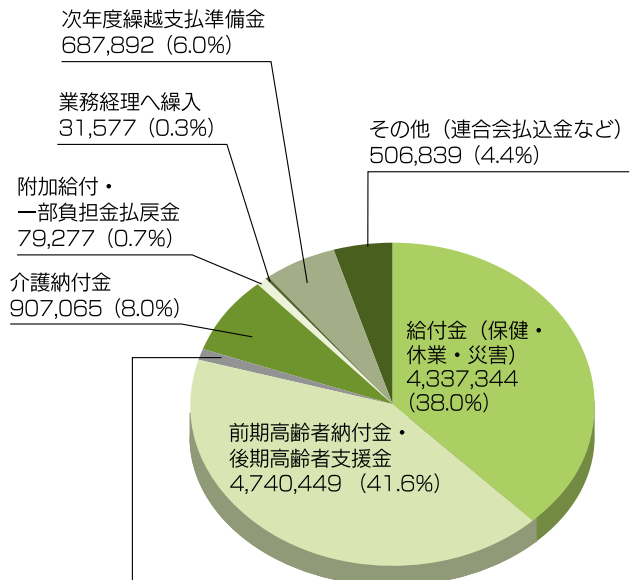
今年度は、介護給付費の増加により介護納付金が前年度よりも1億1380万円増の9億710万円となる見込みです。

このため財源率は、前年度より1.92%引き上げて14.32%となります。



( ) 内は収入に占める割合

収入  
10,976,369  
(単位：千円)



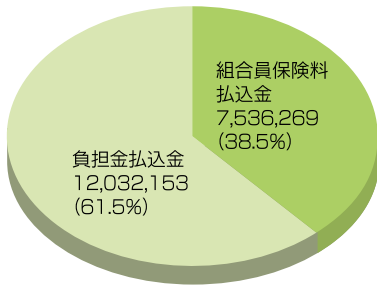
( ) 内は支出に占める割合

支出  
11,399,741  
(単位：千円)

### 厚生年金保険経理

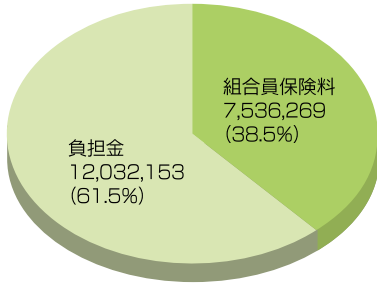
この経理では、平成27年10月からの被用者年金一元化以降、厚生年金給付等の原資となる組合員保険料・負担金（保険料）を収納し、全国連合会へ全額納付しています。

平成28年9月から財源率は17.6・32%、平成29年9月からの財源率は17.9・86%、組合員の保険料は89.93%になります。



**支出**  
19,568,422  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



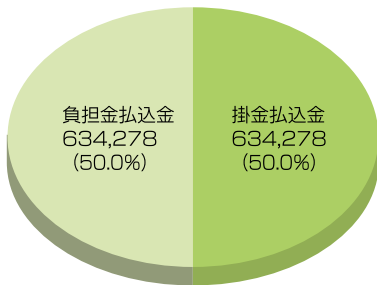
**収入**  
19,568,422  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 退職等年金経理

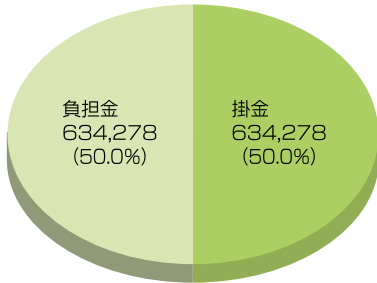
この経理では、平成27年10月からの被用者年金一元化以降、職域年金部分廃止後の新たな年金として創設された退職等年金給付及び平成27年10月以後の公務障害給付・公務遺族給付の原資となる掛金・負担金を収納し、全国連合会へ全額納付しています。

引き続き財源率は15%、組合員の掛金率は7.5%です。



**支出**  
1,268,556  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



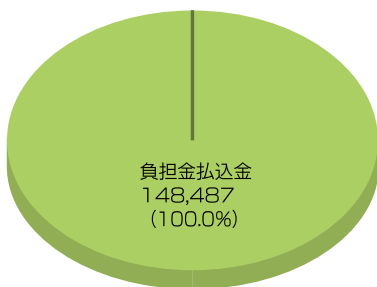
**収入**  
1,268,556  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

### 経過的長期経理

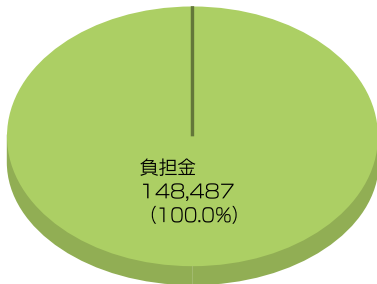
この経理では、平成27年10月からの被用者年金一元化以降、それ以前の共済年金の旧職域相当部分の給付、既裁定公務障害給付及び公務遺族給付の原資となる負担金を収納し、全国連合会へ全額納付しています。

今年度の財源率は0.1122%で、組合員の負担はありません。



**支出**  
148,487  
(単位：千円)

( ) 内は支出に占める割合



**収入**  
148,487  
(単位：千円)

( ) 内は収入に占める割合

## 保健経理

この経理では、組合員及び被扶養者の健康の保持・増進のため、人間ドック等の利用助成、データヘルス事業、特定健康診査・特定保健指導等を行っています。

平成27年10月からの標準報酬制への移行に伴い、掛金・負担金収入が大幅に減収したため、平成28年度から、人間ドック等利用助成の助成金額を2000円引き下げ、2万5000円としましたが、それでもなお厳しい状況が続いています。

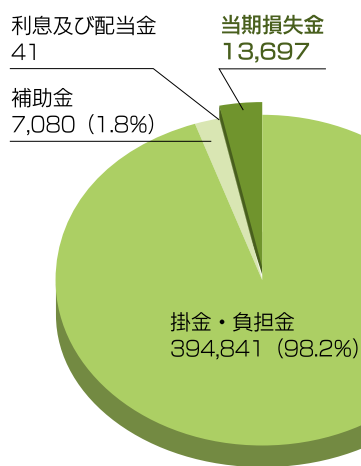
人間ドック等利用助成などの保健関係及びえひめ共済会館利用助成などの保養関係等、保健事業に要する費用は、前年度より300万円増の3億590万円を見込んでおります。

40歳以上の組合員及び被扶養者を対象とした特定健康診査・特定保健指導については、引き続き保健師が所属所にお伺いし、組合員の生活習慣病予防に対する意識の向上及び健康状態の改善に努めるとともに、被扶養者の特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上のため、インセンティブを取り入れます。

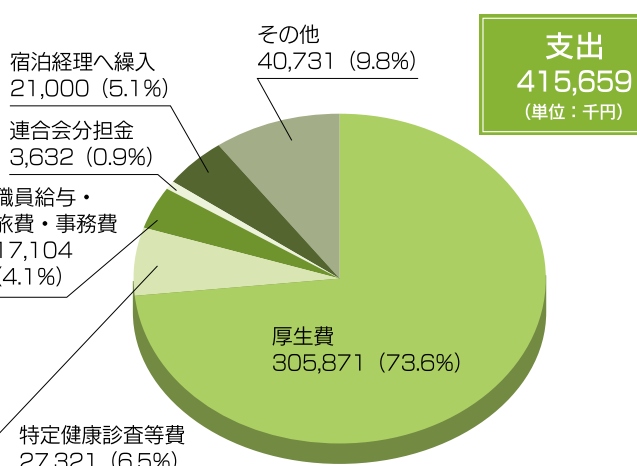
40歳未満の組合員に対しては、データヘルス事業として、所属所との協働(コラボヘルス)により事業者健診情報、人間ドック等健診情報及びレセプトデータを分析し、受診勧奨や保健指導を行います。

県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業については、参加構成団体からの補助金により実施いたします。

※特定健康診査に係るインセンティブについては、15Pをご覧ください。

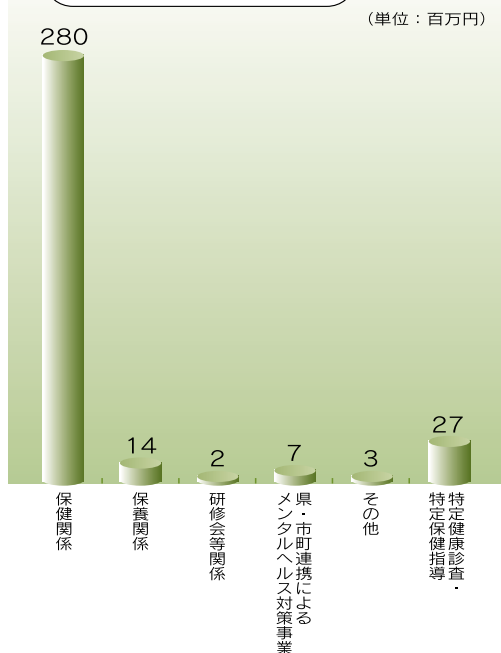


( ) 内は収入に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

### 種類別事業計画額



### 事業の種類

保 健 関 係	人間ドック利用助成	保 険 養 係	愛媛共済会館利用助成
	脳ドック利用助成		新婚・銀婚等利用助成
	が ん 検 査 等 補 助		研 修 会 関 係
		労働安全衛生業務担当者研修会	
		ライフプランセミナー	
	肺がん検診	そ の 他	健康講習会補助
	胃がん検診		データヘルス事業
	子宮がん検診		電話健康・メンタルヘルス相談
	乳がん検診	特 定 健 康 診 査 等	県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業
	前立腺がん検診		その他
	インフルエンザ予防接種補助		特定健康診査等
	はり・きゅう施術料助成	特定健康診査等	特定健康診査指導

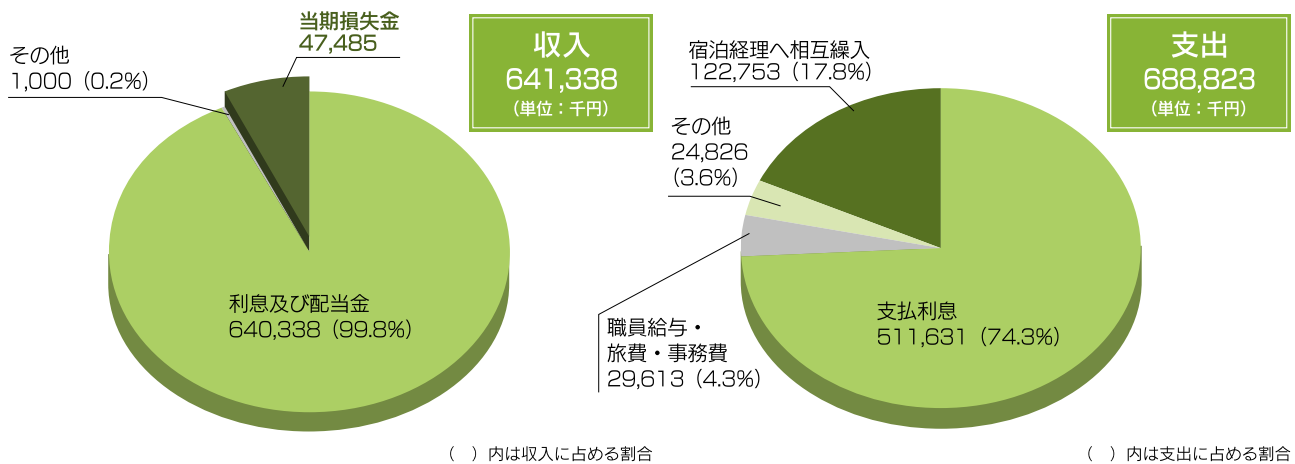
## 貯金経理

この経理では、組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、組合員の皆様の生活設計に寄与することを目的とした貯金事業を行っています。

今年度も貯金利率は1・0%とし、年度末の貯金残高は513億円、1人当たりの貯金額は589万円、加入率は59・26%を見込んでいます。貯金経理の資産は、本組合で定める資金の管理・運用基準に基づき、国債等の債券を中心として運用しています。

また、貯金経理が保有する利益剰余金の内、法定の欠損金補てん積立金の額を超える積立金の一部を物資供給事業の貸付資金として貯金経理に貸し付け、今年度及び30年度は、30年度に施工する「えひめ共済会館」の改修工事に係る費用の一部として宿泊経理に繰り入れることとしています。

毎月の給与又は期末勤勉手当からの控除による定例貯金のほか、専用振込用紙で金融機関の窓口から振り込む臨時増額貯金もできますので、未加入の方は、是非ご加入ください。



## 貯金事業の現況 (平成29年度末推計)

貯金者数 **8,706人**

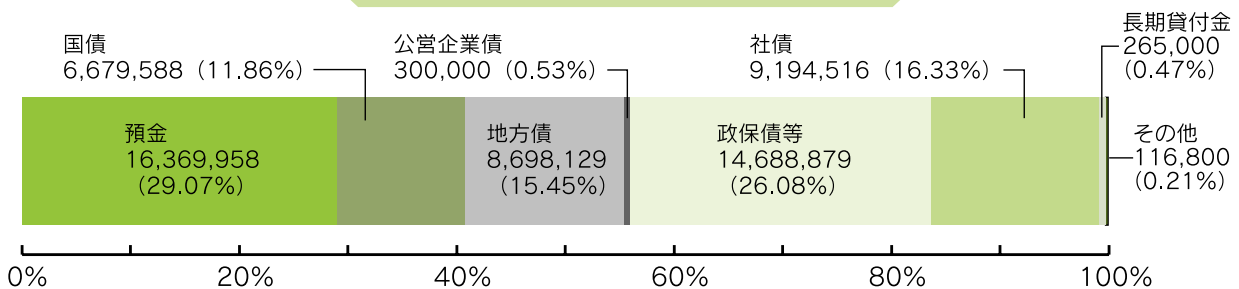
1人当たり貯金額 **589万円**

貯金額 **513億円**

加入率 **59.26%**

## 貯金経理の資産運用計画 (単位: 千円)

資産総額 **563億1287万円**



## 貸付経理

この経理では、経過的長期預託金管理経理から資金を借り入れ、組合員の皆様の住宅建設・購入資金、入学・修学等の教育資金や自動車購入資金等の貸付けを行っています。

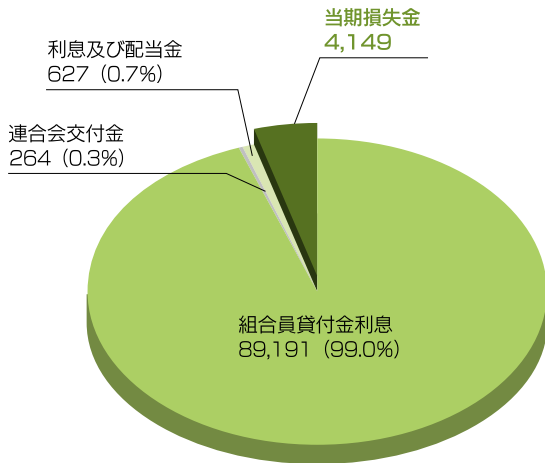
組合員数の減少や社会情勢の変化により、貸付件数、貸付金残高ともに年々減少しており、年度末の貸付残高は、前年度末より5億7180万円減の30億5970万円となる見込みです。

なお、貸付事故（自己破産、民事再生手続など）による貸倒れが発生した場合、全国連合会の貸付債権共同保全事業により保険金が支払われ損失分が補てんされますが、貸付事故の増加が保険料の増加につながり、財政を圧迫する要因となりますので、引き続き所属所と連携を図りながら償還能力などの事前審査を強化し、貸付事故防止に努めてまいります。

### ●平成29年度末貸付金推計

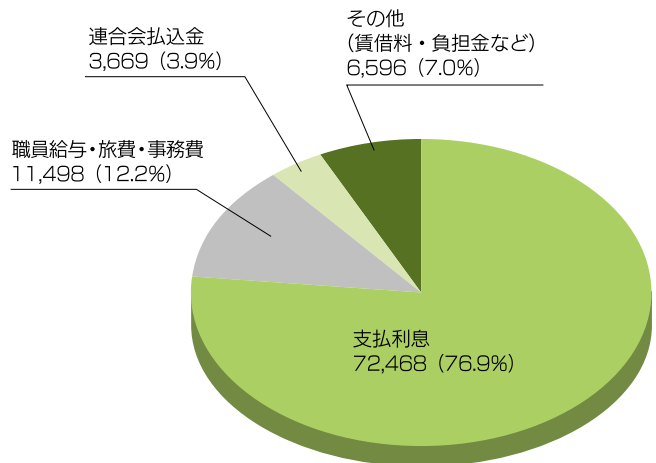
種類	件数(件)	金額(千円)	割合(%)
普通貸付	988	835,214	27.30
住宅貸付	707	1,795,390	58.68
在宅介護対応住宅貸付	29	42,525	1.39
災害貸付	3	16,691	0.55
特別貸付	398	368,479	12.04
高額医療貸付	1	1,000	0.03
出産貸付	1	420	0.01
合計	2,127	3,059,719	100.00

収入  
90,082  
(単位：千円)

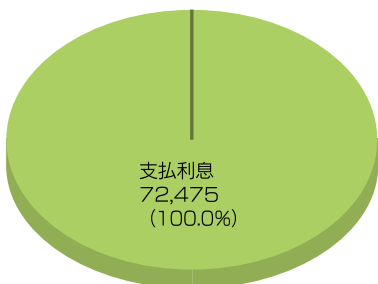


( ) 内は収入に占める割合

支出  
94,231  
(単位：千円)

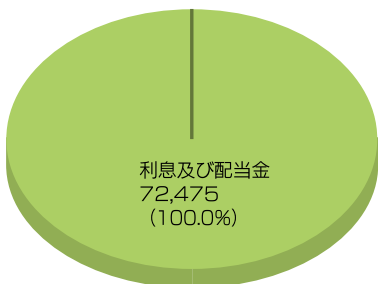


( ) 内は支出に占める割合



( ) 内は支出に占める割合

支出  
72,475  
(単位：千円)



( ) 内は収入に占める割合

収入  
72,475  
(単位：千円)

## 経過的長期預託金管理経理

この経理では、長期給付事業（年金業務）を一元的に処理している全国連合会から長期給付積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行っています。

年度末の預託運用額は、普通預金・定期預金での短期運用資金9540万円と、組合員に対する貸付金の資金としての貸付経理への貸付金27億6000万円の合計で、28億5540万円を見込んでおり、保有していた縁故地方債は前年度で償還となりました。

なお、運用収入7250万円は、全額を全国連合会へ支払うこととなります。



●平成29年度事業の概要

販売品目	家庭用電気製品、家具、自動車、自転車、自動二輪車、楽器、図書、洋服、時計、貴金属、眼鏡、ミニハウス、ストックハウス、住宅付帯設備、カメラ、レジャー・スポーツ用品、寝具、健康器具、石材
販売方法	店頭・巡回・通信販売
利 潤 率	平均 0.73%
購入制限額	200万円
指定店数	136店
月賦方法	2月～60月
債務保証	官公庁等共済組合一般資金貸付保険により行う
売上見込額	126,600千円

この経理では、貯金経理から資金を借り入れ、組合員の皆様が、本組合の契約業者（指定店）から自動車等を購入する際に、購入代金を本組合が立替払いする物資供給事業を行っています。組合員数の減少等により、利用件数、利用金額ともに年々減少しておりますが、今年度は1億2660万円の販売となる見込です。

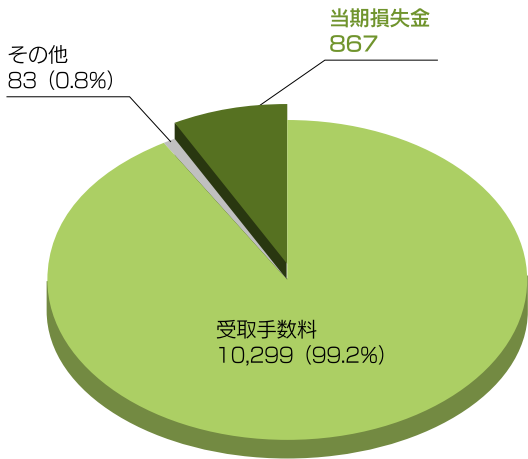
貸付事故が発生した場合は、本組合が契約した民間損保から保険金が支払われ、損失分が補てんされますが、翌年度以降の保険料の大幅な増加につながり、収支悪化の要因となりますので、物資供給事業のご利用をご検討いただいている方へ計画的なご利用をお願いいたします。引き続き所属所と連携を図りながら貸付事故防止に努めてまいります。

※物資供給事業のご利用方法及び契約業者（指定店）は、別冊「平成29年度物資供給事業契約業者（指定店）名簿」をご覧ください。

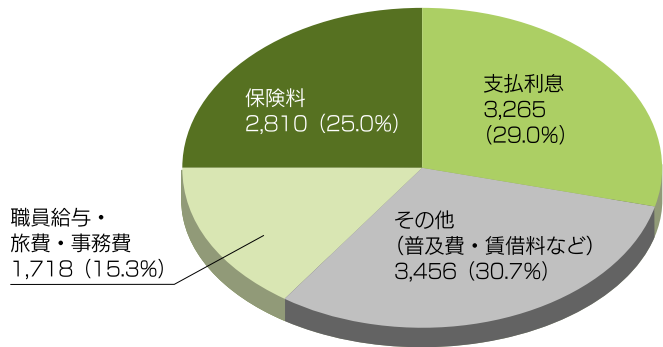
# 物資経理

**収入**  
10,382  
(単位：千円)

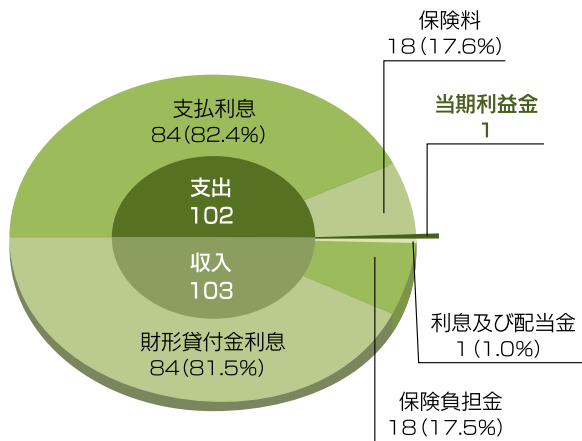
**支出**  
11,249  
(単位：千円)



( ) 内は収入に占める割合

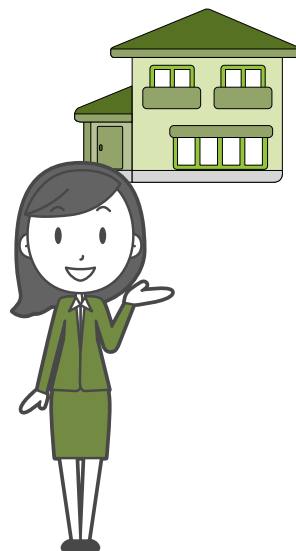


( ) 内は支出に占める割合



(単位：千円)

( ) 内は支出又は収入に占める割合



# 財形経理

この経理は、財形住宅貸付事業に係る資金の貸付を行う経理で、全国連合会から資金を調達して事業を行います。今年度は、1800万円の借入を見込んでいます。

# 宿泊経理

この経理では、「えひめ共済会館」の経営・運営を行っています。

えひめ共済会館では、「安全・安心」な施設としてご利用いただくため、組合員の皆様へ一層のサービスに努めてまいります。

宿泊利用率は75%を見込み、「ビジネスプラン」、「四季の伊予路プラン」、「年金者連盟会員様限定宿泊プラン」及び「宿泊サポートプラン」などのお得な宿泊プランもご用意しております。

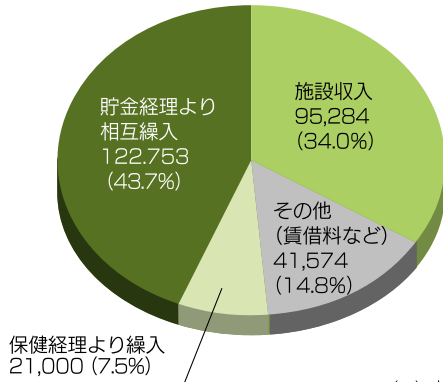
また、6月から8月にかけては、お食事処「旬彩伍縁」との共同企画「ビアバイキング」を今年度も開催日を限定して開催する予定です。

なお、えひめ共済会館は、平成30年度に改修工事を予定しており、工事期間中の宿泊等のご利用ができませんが、工事完了後は、皆様により快適にご利用いただけるよう職員一同努力してまいりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

## ●年間利用計画

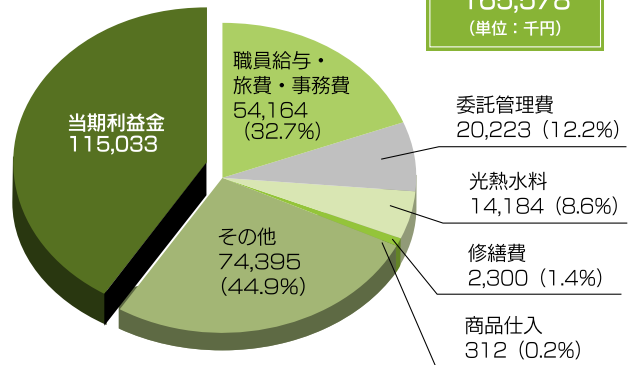
区分	部門	宿 泊	宴集会
利用人数		15,880人 (組合員5,114人/その他10,766人)	1,461件
年間収入		63,528千円	31,756千円

収入  
280,611  
(単位：千円)



( ) 内は収入に占める割合

支出  
165,578  
(単位：千円)



( ) 内は支出に占める割合

## ●えひめ共済会館宿泊料金表

客室タイプ	宿泊人数	宿泊料 (税込)
洋室シングル(バスなし)	1人	1,164円(3,564円)
洋室シングル	1人	2,244円(4,644円)
洋室ツイン	1人利用	3,000円(5,400円)
	2人利用	2,028円(4,428円)
洋室バリアフリールーム	1人利用	2,784円(5,184円)
	2人利用	1,488円(3,888円)
和 室(定員2人)	1人利用	3,000円(5,400円)
	2人利用	2,028円(4,428円)
	3人利用	1,704円(4,104円)

## ●お得なえひめ共済会館宿泊プラン

宿泊プラン	宿泊料(税込)	内 容
ビジネスプラン	1泊朝食付 1,614円～ (4,014円)～	宿泊と朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
四季の伊予路プラン	1泊2食付 4,700円 (7,100円)	宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
年金者連盟会員様限定宿泊プラン	1泊2食付 6,600円	年金者連盟会員様を対象とした宿泊プランで、宿泊と愛媛県産の旬の食材にこだわった夕食に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。
宿泊サポートプラン	1泊2食付 2,600円 (5,000円)	学生の皆さんの各種イベントへの参加を応援するプランで、宿泊と夕食(2種類から選択)に朝食(バイキング形式)をセットにしたプランです。 ※10名様以上でご利用の小学生から大学生までが対象で、広間での宿泊利用となります。

- 備 考
- 1 組合員、一般の料金区分はありません。
  - 2 宿泊料は、えひめ共済会館利用助成額(1人1泊2,400円)を控除した後の組合員(公費出張は除く。)及び被扶養者のお支払い料金です。
  - 3 ( )内は、助成金控除前の料金です。
  - 4 チェックインは15時から、チェックアウトは10時です。
  - 5 門限はありません。

# 短期財源率が千分の5・94 引上げになります

全国連合会から約2億5900万円の  
財政支援を受けること！

—— 平成29年度短期経理(予算) ——

平成29年度の短期経理について、収入においては、掛金・負担金収入の算定基礎となる標準報酬総額が、組合員数の減少等の影響により減少となる見込みです。

一方、支出においては、前期高齢者納付金が大幅に増加するため、高齢者医療制度に係る拠出金等の合計が前年度と比べて約11億6700万円増加する見込みとなっています。

このため、短期財源率は千分の5・94引き上げ、千分の103・92となり、3年ぶりに全国連合会から調整交付金及び特別調整交付金による財政支援約2億5900万円を受けることとなります。

なお、所属所が負担する短期負担金の率は、財源率の2分の1の千分の51・96となりますが、組合員が負担する短期掛金の率は、交付金を受けることにより、千分の48・97となります。

今年度も厳しい財政状況が続いていますので、平成29年度も「財政安定化計画(データヘルス計画)」に基づき、医療給付の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進等に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導に積極的に取り組むこととしています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 平成29年度 短期掛金・負担金率の概要

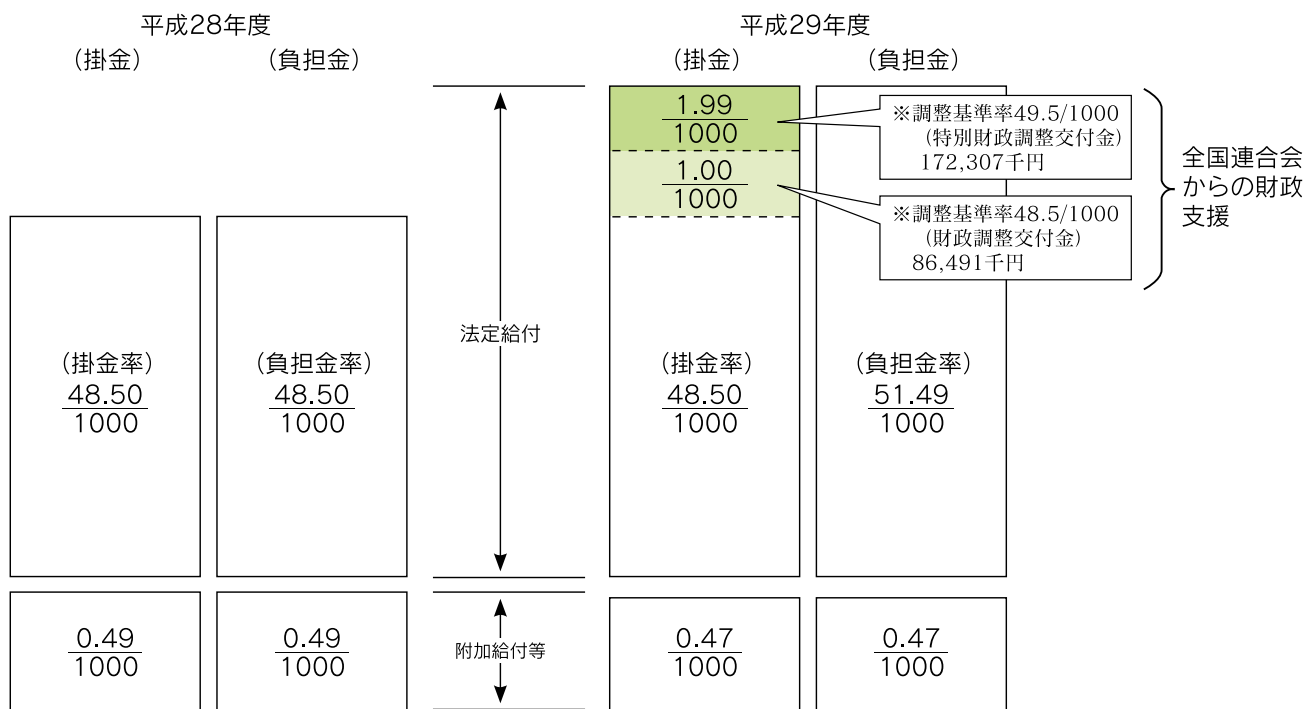
(単位: %)

区 分	掛 金			負 担 金		
	平成28年度	平成29年度	前年度比較増▲減	平成28年度	平成29年度	前年度比較増▲減
定 款 本 則①	48.99	48.97	▲ 0.02	48.99	51.96	2.97
特別財政調整②	0.00	1.99	1.99	0.00	0.00	0.00
財 政 調 整③	0.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00
実質(①-②-③)	48.99	48.97	▲ 0.02	48.99	51.96	2.97

全国連合会から約2億5900万円の交付金を受けることとなります。

区 分	金 額
特別調整交付金	172,307千円
調 整 交 付 金	86,491千円
合 計	258,798千円

## 平成28年度・29年度の掛金・負担金率比較図



※全国連合会からの財政支援を受ける基準率  
(平成28年度は、法定給付の掛金率が調整基準率を超えないため、財政支援を受けていません。)

# 標準報酬月額の随時改定について

共済組合の各掛金の算定基礎となっている標準報酬月額は、原則として、毎年1回、9月に見直しを行うこと（定時決定）となっていますが、それまでの間に基本給や諸手当が増減し、実際に受けている報酬月額と標準報酬月額との間に大きな差が生じた場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額の改定（随時改定）が行われます。

新年度の始まりである4月は、被扶養者の就職・退職等による扶養手当の増減や昇格に伴う基本給の増加など、随時改定の対象となる方が多い時期です。共済組合から標準報酬月額の改定通知書が届いた方は内容のご確認をお願いします。



## 1. 随時改定の要件

次の①～④のいずれも満たす場合、随時改定の対象となります。

- ① 固定的給与に変動があること\*1
- ② 固定的給与に変動があった月以後3か月とも支払基礎日数\*2が17日以上あること
- ③ 3か月の報酬総額から算出した平均報酬額(1月当たりの報酬額)が該当する等級と、現在決定されている等級との間に2等級以上の差があること
- ④ 下図1の要件を満たしていること

※1 非固定的給与の変動のみでは、随時改定の対象とはなりません。

- 固定的給与・・・基本給、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等
- 非固定的給与・・・時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等

※2 支払基礎日数とは、報酬を計算する基礎となった日数で、暦日数から各地方公共団体の条例等により勤務を要しない日(土日等)を除いた日数となります(祝日や年末年始は含まれます)。

図1

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
平均報酬額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定		対 象				対 象 外	

矢印が同じ向き  
のとき、随時改定の  
対象となります。

## 2. 改定時期と適用期間

- (1) 改定時期  
固定的給与の変動月から4か月目
- (2) 適用期間  
改定月によって異なります。
  - ① 改定月が1月～6月の場合・・・その年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）
  - ② 改定月が7月～12月の場合・・・翌年の8月まで適用（または次の随時改定等まで）

※改定月が7月～9月の場合、その年の定時決定は行わず、随時改定が優先されます。



ご理解とご協力  
をお願いします

お問い合わせは共済組合総務課  
総務係まで  
TEL 089(945)6315

共済組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、平成29年1月1日以降、組合員及び被扶養者の個人番号を収集し、平成29年7月から開始される医療保険者間の情報連携において個人番号を利用することとなりました。

組合員の皆様には、被扶養者の認定を申請する際に、今までご使用いただいていた「被扶養者申告書」に加えて下記の「被扶養者申告書(個人番号申告用)」のご提出をお願いしております。

また、過去に個人番号を申告したことがある者についても、再度認定を申請する場合には、個人番号の申告が必要となりますのでご理解とご協力をお願いします。

なお、被扶養者の認定を取消申請する場合は、個人番号の申告は必要ありません。

## 被扶養者の認定申請時に個人番号の記入が必要となります。



被扶養者申告書  
(個人番号申告用)

組合員証 記号番号	〇〇〇-〇〇〇〇	組合員 氏名	共済 太郎	所属機関 の名称	〇〇市
認定を受けようとする者の氏名	姓	名	個人番号		
共済 花子	妻	〇	〇	〇	〇

記入間違いのないようよくご確認の上、ご記入ください。

個人番号の利用目的

(1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(2) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿  
平成〇年〇月〇日  
申告者氏名 共済 太郎

### 本人確認措置をお願いします!

組合員の皆様には、申告票にご記載いただく番号が本当に申請対象者のものであることの確認のため、番号法16条に規定されている「本人確認措置」を行っていただく必要があります。当該者の個人番号カード等で番号とお名前をよくご確認ください。

ありがとうございます

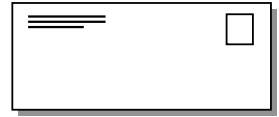


#### (本人確認の措置)抜粋

第16条 個人番号利用事務等実施者は、第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

# 柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかられる方へ

共済組合の委託会社（株式会社オークス）から  
施術内容等について文書で照会することがあります。



平成29年度から医療費適正化対策の一環として、柔道整復施術療養の内容審査を、専門会社「株式会社オークス」※に委託します。その内容審査を行うにあたって、組合員証等を使用して柔道整復師から施術を受けた方に、必要に応じて委託会社から文書により施術内容等について照会させていただく場合があります。そのため、負傷部位、施術内容、施術日の記録、領収書等を保管していただき、照会がありましたら、お手数をおかけしますが回答していただきますようご協力をお願いします。

（※ 全国市町村職員共済組合連合会が実施する共同調達による外部委託により、市町村・都市職員共済組合（38組合）が委託しています。）

照会文書は、委託会社「株式会社オークス」からご自宅に郵送で届きます。その中に同封されている「受診内容（整・接骨院）回答書」（下図）を記入のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。ご協力よろしくお願いします。

**(表)**

**受診内容（整・接骨院）回答書**

※必ずご本人（受診者）が、以下の項目にご記入、あるいは○をしてください。整理番号：  
ご記入日 年 月 日 ※平の負傷等が理由の代筆も可能です。その際は〔10〕の代筆の場合にご記入ください。

被保険者証 記号 番号	組合員氏名 番号 受診者氏名
-------------------	----------------------

〔1〕受診した理由は何ですか？  
1. ケガをした  
2. 慢性的な痛みがあるため  
3. その他（ ）

〔2〕いつからの痛みですか？  
平成 年 月 日、平成 年 月 日  
・わからない  
・その他（ ）

〔3〕どこで痛めましたか？  
・自宅 ・外出中（私用） ・仕事 ・通勤途中 ・交通事故  
・わからない ・その他（ ）

〔4〕何をしていた時に痛めましたか？ ※該当するところ全てに○をしてください。  
1. スポーツでケガをした  
2. 骨折や捻挫などが一度治ったあと、また自然に痛くなった  
3. 原因はわからないが、自然に痛くなった  
4. 日常生活による疲労や肩こりなど  
5. 日常生活でケガをした  
6. 医師が治療すべきもの（五十肩、脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛、椎間板ヘルニア、関節炎等）  
7. その他（ ）

〔5〕どこを痛めましたか？ ※〔1. 右肩 2. 右手指等〕具体的に、全ての場所をご記入ください。  
1. 2. 3. [裏の図にもしるしをお願いします]

〔6〕治療内容は？  
・電気 ・マッサージ ・湿布 ・固定 ・はり ・灸 ・その他（ ）

〔7〕負傷した原因や受診した理由を接（整）骨院の方へ説明しましたか？  
・説明した ・説明していない ・憶えていない

〔8〕治療した期間、日数、治療費、現在の状況をご記入ください。  
・治療期間 初診日 平成 年 月 日 最終通院日 平成 年 月 日  
・窓口での支払い 初回 円、2回目以降1回分 円 ※領収書と照会してご記入ください。  
・保険外での治療 ・受けた（1回 円） ・受けていない  
・現在の状況 治療 ・中止 ・現在も治療中

〔9〕「療養費支給申請書」の責任欄に受診した患者さん本人が署名または捺印しましたか？  
・自分で署名した ・自分で捺印した ・印鑑を窓口にあずけた  
・署名のことが知らない  
・署名の代筆の場合、代筆者氏名（ ） 受診者との関係（ ）

裏面に続きます→

**(裏)**

〔10〕今回の接（整）骨院での治療と同時期に、同じ痛みにより他の医療機関を受診されましたか？  
・受診した 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日  
病院名  
医師から言われた傷病名  
・病院の医師から言われた内容を接（整）骨院に伝えましたか？  
・はい ・いいえ  
・受診していない

〔11〕負傷した箇所に×印、治療した箇所に○印を付けてください。

〔12〕今回照会した受診内容に関して、何かお気づきの点がございましたらご記入ください。

〔13〕回答書の代筆の場合、代筆者氏名（ ） 受診者との関係（ ）

※ご回答ありがとうございます。  
今回の調査（照会）についてご回答いただいた内容は、柔道整復師療養調査以外には使用いたしませんので、ご安心ください。

！ 柔道整復師（接骨院・整骨院）を受診する場合、組合員証（保険証）が使用できるのは、次の場合のみです。

- ・打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ等）
- ・骨折、脱臼などの応急処置（応急手当後の施術については、医師の同意が必要です。）

日常生活における疲労・肩こり・腰痛やスポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛などは使用できません。  
また、公務上（工作中）や通勤中におきた負傷も使用できません。

## 市区町村の医療費助成の適用を受ける場合は、共済組合に届出をお願いします。

**医療費助成事業の適用状況について、確認の調査を5月に実施します。**

共済組合では、組合員や被扶養者の方が同一の月に一つの医療機関でかかった医療費(入院と外来は別)の自己負担額が2万5千円(※上位所得者は5万円)を超える場合には、「一部負担金払戻金」又は「家族療養費附加金」といった附加給付を支給(届出口座に自動送金)しています。

ただし、市区町村の実施する医療費助成制度の適用を受けている場合は、自己負担に対し市区町村から助成がありますので、共済組合からは助成後の自己負担額に基づき附加給付の支給を行っています。

附加給付の適正な支給を行うため、ご自身又は被扶養者が市区町村の医療費助成を受けることとなったときや受けなくなるときは、公費負担受給(開始・停止)の報告をお願いします。

【共済組合へ報告が必要な主な医療費助成】

- ① 重度心身障害者医療費助成
- ② ひとり親家庭医療費助成
- ③ 県外の乳幼児・子ども医療費助成

など

### 【報告方法】

所属所の共済事務担当課を通じて、「公費負担受給(開始・停止)報告書」を共済組合へ提出してください。

なお、当該報告書は共済組合ホームページからもダウンロードできます。

### 【注意事項】

届出が遅れたことにより附加給付が支給された場合には、当該附加給付を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※上位所得者：標準報酬月額53万円以上の組合員及びその被扶養者

### 図書カード進呈!

「健康診断結果」提供のお願い

平成29年度から、パート先等で実施された健康診断の結果表のコピーをご提供いただいた被扶養者の方に、予算の範囲内で順次、千円分の図書カードを進呈いたします。

対象者及び必要な検査項目は左記のとおりです。

結果表送付用の封筒と簡単な質問表をご自宅宛にお送りしますので、左記の電話番号へご連絡ください。

ご提供いただいた結果は、特定健康診断の結果として取り扱うことができます。受診率の向上にご協力をお願いいたします。

### ○対象者

本年6月に配付する「特定健康診査受診券」を受け取った方で、受診券を使用せず、下記の検査項目を含む別の健診を受けた方

### ○必要な検査項目

基本情報	健診日・健診機関名
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状
身体計測	身長・体重・腹囲
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c
尿検査	尿糖・尿たんぱく
医師の診断	診断・診断をした医師の氏名

### ○お問合せ先

保健課厚生係 TEL:089-945-6318

# 新組合員の皆様へ

## 共済組合福祉事業のご案内

共済組合では、共済事業の中心である医療保険制度・年金制度の他に、組合員の皆様の生活の安定と福祉の向上を目的とした福祉事業を行っています。その福祉事業の中から、貯金、物資、貸付の三事業をご紹介します。

### 貯金事業

共済貯金は年利1・0%（税引後0・79685%。平成29年4月1日現在）、組合員専用の普通貯金です。預入方法には、給料・賞与からの控除（天引き）による定例貯金と、随時に取扱金融機関の窓口から払込む臨時増額貯金があります。払戻請求は随時受け付けており、請求書の締切日に応じて定められた送金日に、千円単位での払戻しを受けることができます。

年 利	1.0%（税引後0.79685%）
預入方法	○定例貯金 給料又は賞与から定額(千円単位)を控除(天引き)する方法 ○臨時増額貯金 取扱金融機関の窓口から随時任意の額(千円単位)を払込む方法 ※併用可
払戻方法	◇払戻請求書を提出することで送金日に共済組合届出口座への払戻しが受けられる。 ◇送金日は月4回程度。共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」参照のこと

(平成29年4月1日現在)

### 物資供給事業

組合員の皆様が共済組合の指定店（別冊「平成29年度物資供給事業契約業者（指定店）名簿」をご覧ください。）で自動車等を購入するとき、購入費用の全部又は一部を共済組合が立て替えてお支払いします。利用者は、立替金について、給料・賞与からの定額控除（天引き）により分割返済します。

年 利	2.9%（変動金利）
立替限度額	200万円
償還方法等	給料及び賞与からの控除(天引き)による償還 毎月償還額は60回以内、賞与償還額は立替金額の半分以上で自由に設定可
購入票締切日	毎月5日及び20日

(平成29年4月1日現在)

### 貸付事業

組合員の皆様が生活必需品の購入や住宅の建築・改修、お子さんの進学、進級の費用などを必要とするとき、共済組合がその資金の貸付けを行います。

借受人は、借受額に応じて定められた償還回数に基づき、給料・賞与からの定額控除（天引き）により分割返済します。



各事業の詳細については  
共済組合ホームページを  
ご覧ください。  
(<http://www.ehime-kyosai.jp/>)

貸付種類	申 込 事 由	貸付限度額	年利(変動金利)	送金日等
普通貸付	生活必需物資の購入等で臨時に資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	2.66%	15日・月末の前日
住宅貸付	自ら居住するための住宅を新築・購入・増改築・修理又は土地を購入するとき	組合員期間・給料月額に応じた額	2.66%	月末の前日
在宅介護対応住宅貸付	自ら居住するための住宅を要介護者に配慮した構造を有する住宅にするとき	組合員期間・給料月額に応じた額	2.40%	月末の前日
災害貸付	水震火災その他の非常災害等により組合員の居住かつ所有する住宅等に損害を受けて臨時に資金が必要なとき	組合員期間・給料月額に応じた額	2.22%	随時
医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険適用外の療養に係る支払いのため資金が必要なとき	給料月額×6(上限100万円)	2.66%	15日・月末の前日
入学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等に入学するために資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	2.66%	15日・月末の前日
修学貸付	組合員又はその被扶養者等が学校教育法に基づく学校等で修学するために資金が必要なとき	修業月数×15万円(修業年度毎に貸付)	2.66%	15日・月末の前日
結婚貸付	組合員又はその被扶養者等が結婚する際に資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	2.66%	15日・月末の前日
葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母の葬祭で資金が必要なとき	給料月額×6(上限200万円)	2.66%	15日・月末の前日
高額医療貸付	組合員又はその被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養の支払いのため臨時に資金が必要なとき	高額療養費相当額	無利息	随時
出産貸付	出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのため臨時に資金が必要なとき	出産費又は家族出産費相当額	無利息	随時
財形住宅貸付事業	全国市町村職員共済組合連合会が行う財形住宅貯蓄に係る財形住宅資金貸付事業	地方公務員等財産形成事業計画において定める金額の範囲内	5年毎の変動金利	6月・10月

(平成29年4月1日現在)



## 共済貯金のお知らせ

### 利息を元金に組み入れました

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの半年分の利息(年利1・0%、税引後0・79685%)を計算し、元金に組み入れました。

4月下旬、加入者の皆様へ「共済貯金現在残高通知書」の配付を予定しています。貯金加入時にお配りしています貯金控帳とあわせ、残高管理にご活用ください。

## ゴールデンウィーク期間中の共済貯金の払戻予定

払戻請求書締切日※	送金予定日
4月25日(火)	4月27日(木)
【注意】4月28日から5月11日までの間は送金がありません。	
5月9日(火)	5月12日(金)

※払戻請求書締切日は、払戻請求書を共済組合が受付けた日です。

※詳しくは共済組合ホームページ「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

## ～指定店会からのお知らせ～ 組合員割引いたします

指定店会では「組合員割引」を行っています。

これは、組合員割引取扱店において割引対象商品を購入する際に、組合員証を提示することにより割引を受けることができるサービスです。

概要は、本号別冊「平成29年度物資供給事業契約業者(指定店)名簿」の裏面「組合員割引取扱店一覧(平成29年度)」をご覧ください。

### 物資指定店(取消)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
取消		カーバレス松山	松山市北久米町778	(089)943-1085	自動車	
追加	H29.1.18	愛媛日産自動車(株)	カータウン久米	(089)900-4641		
変更		カータウン大洲	新:大洲市新谷乙304-1 旧:大洲市新谷乙335-1	(0893)25-0322		
変更		愛媛ダイハツ(株)	松山市宮田町179	新:(089)945-2111 旧:(089)945-2112	自動車	
追加	H29.1.11	秋生店	新居浜市秋生409-1	(0897)47-5100		
店舗名変更		愛媛ダイハツ(株)	新:四国中央店 旧:四国中央店/ U-CAR 四国中央	四国中央市下柏町659-1		(0896)28-8686
社名変更		新:(株)フジモータース 旧:(株)フォードフジ	松山市久万ノ台222-1	(089)922-1106	自動車	
店舗名変更	H29.1.10	新:マツダオートサムフジ松山 旧:久万ノ台店	松山市久万ノ台222-1	(089)922-1251	自動車	
変更		(株)フジモータース	マツダオートサムフジ宇和島	新:宇和島市伊吹町字上井関甲1517-1 旧:宇和島市伊吹町字上井関1517-1	(0895)24-6661	自動車
変更	H29.1.25	(有)アオノ眼鏡院	メガネのアオノ松山店	新:松山市千舟町5丁目1-1 旧:松山市千舟町5丁目1-6	(089)931-5333	眼鏡

## 50歳代のライフプラン セミナー開催

平均で20年以上もある退職後の人生。この長い時間を後悔しないために、今から準備を始めましょう！退職後を見据えた生涯設計づくり支援のため、地域社会ライフプラン協会及び野村證券(株)から講師を迎え、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会と共同で、えひめ共済会館においてライフプランセミナーを開催します。

今年は、タブレットを使用したワークショップを予定しており、昨年までにはなかったプログラム内容となっておりますので、今までに参加したことのある方も是非ご参加ください。

昨年の参加者アンケートでは「50代前半に受講すべきだった」とのご感想を多くいただきました。50歳になられたらまず参加をご検討ください。

### ○開催日

平成29年8月7・8・9日

(地区別に3日間開催)

### ○対象者

50歳以上の組合員

### ○定員

200名

### ○参加希望者の募集方法

6月に、所属所の共済事務担当課(係)を通じて募集します。

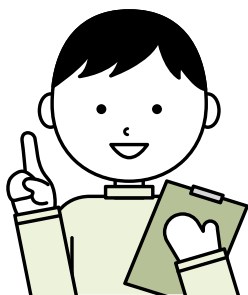
# 在職中の障害厚生(共済)年金について

被用者年金一元化（平成27年10月）前は、障害共済年金の受給権者が組合員である場合は、「給与＋障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の全部または一部が停止されていましたが、一元化以降は、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害厚生（共済）年金が支給されます（組合員である間については職域部分（3階部分）は停止されます。）。

組合員である間に初診日（注1）のある傷病が原因となって、障害認定日（注2）において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態（注3）にあるときは、共済組合が障害厚生（共済）年金を決定します。

障害厚生（共済）年金の請求を行える障害の状態にあるか不明な場合は、共済組合年金課に相談いただきますようお願いいたします。

- 注1 ▶ 初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。
- 注2 ▶ 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日になります。
- 注3 ▶ 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の認定基準の目安は次のとおりとなります。



1 級	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
2 級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3 級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

## 10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>

（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



地方公務員共済組合連合会

兵庫県市町村職員共済組合宿泊施設のご案内

ゆめ春来ご宿泊のご案内

平日<sup>外</sup>宿泊料金

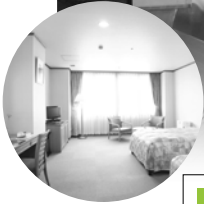


お一人様 1泊2食

12,340円~

お部屋タイプ、人数、食事内容により  
料金が異なります。

詳細はお問い合わせください。



平日宿泊プラン

期間 / 平成29年4月1日~平成30年3月31日まで 平日とは、土曜日・祝前日、12月31日~1月2日を除く日をいいます。



お一人様 1泊2食

11,340円~

**早割**

平日は早割で  
さらにお得に!

30日前までにご予約いただくこと...  
上記金額から

**1,000円割引!**



ふるさとのひととき —— いで湯の里



湯村温泉 **ゆめ春来**

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796-99-2211 FAX.0796-92-0233



ゆめ春来ブログ

「山紫水明」も  
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp

URL : http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki

ホームページから宿泊の予約ができます。

ひょうご共済会館ご宿泊のご案内

西洋文化の香りがほんのり漂う街  
ロマンチック神戸

宿 泊	
シングル	6,100円
ツイン	5,700円~
和 室	4,900円~

和室と洋室がございます。  
お一人様でもグループ様でも  
ぜひご利用ください。  
※朝食が無料にてご利用いただけます。



得とくプラン

日曜日~木曜日の限定プラン  
(祝前日を除く)

お一人様 1泊夕食付

7,000円

朝食はサービスです



贅沢プラン

フカヒレの姿煮付

お一人様 1泊夕食付

12,000円

朝食はサービスです

■写真はイメージです。 ■表示料金は、すべて消費税・奉仕料込みです。 ■いずれのご利用も事前のご予約が必要です。



異国情緒漂う街 —— 神戸へ

**ひょうご共済会館**

〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-17-13

TEL 078-222-2600

FAX 078-222-2977

交通のご案内

- JR山陽新幹線神戸駅より、市営地下鉄県庁前駅下車、徒歩5分
- JR東海道本線、山陽本線、阪神元町駅東口より山手へ徒歩10分

E-mail:hkkaikan@vivid.ocn.ne.jp

U R L :http://www.hk-kaikan.com/

ホームページから宿泊の予約ができます。

# 四季の伊予路プラン **春**

1泊2食付お1人様 **7,100円** (税込) 期間:平成29年5月31日まで



**ご予約  
承り中**

- お品書き
- 付 出 ホタルイカの沖漬け
  - 造 り 瀬戸内真鯛の松皮造り
  - 焼 物 鱈の難波焼
  - 蒸 物 牡蠣と小エビの茶碗蒸し
  - 肉料理 松山鶏と牛蒡の柳川
  - 揚 物 蓮根の挟み揚げ
  - 食 事 海鮮ちらし寿司
  - 甘 味 本日の特選デザート

愛媛県産品

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

※朝食はバイキング形式となります。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

## ～えひめ共済会館 休館のお知らせ～

平成30年4月1日から平成30年8月31日までの間、改修工事の為、休館を予定しております。

ご予約・お問い合わせは

**えひめ共済会館**

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】  
[e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp](mailto:e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp)



## 表紙によせて 源太ザクラ(東温市)

高さ約17m、樹齢推定300年、桜三里の中でも最も古い桜です。その由来は貞亨四年(1687年)、松山藩士・矢野五郎右衛門源太が藩の囚人を使役して中山川沿いに桜を植えた際、過酷な労働に耐えかねた囚人が「桜三里は源太が仕置き花は咲くとも実はなるな」と詠った故事にちなんだものです。

4月の第一日曜日には「源太桜まつり」が開催され、立派に咲いた姿をひと目見ようと毎年大勢の人が訪れています。

前号の記事の訂正とお詫び

・9P「特例適用のイメージ」の記事中、一部文字化けが生じており、正しい記事につきましては、本組合ホームページのWhat's Newに掲載しました。

・10P「組合員証の提示にご注意ください」の記事中、「新しい組合員証を提示してください。」は「新しい組合員証を提示してください。」の誤りです。訂正してお詫びします。

### 組合の現況

(平成29年2月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,531人
男	9,408人
女	5,123人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,310円
◎被扶養者数	16,615人
(含任継)	内147人
◎任意継続組合員	214人
◎年金受給者数	17,543人